

●書評●

J・H・ビュウシヤー著

「ウィスコンシンの農場法」

中村治兵衛

本書 J. H. Beuscher: Farm Law in Wisconsin, 1951, Appleton, pp. 387 は、アメリカ合衆国のウィスコンシン大学の法律学教授の著者が、同大学の農科大学の農場法の講義案をもととし、これを学生ばかりでなく農業関係者並に農場経営者一般を対象として書いたウィスコンシン州の現行法の解説書である。とはいえ、合衆国でも一本の農場法というものはないので、こので農場法 farm law というのは、農場を経営する農業者 farmer にとって特に関係があり且つ重要と考えられる農場関係の諸法律をさし、著者自身が整理構成した農場をとりまく諸法律の系列をば、農場法として概括したのである。従つて本書の特色は、その概括の仕方―本書の構成に表れている。第一編は法律概論、第二編は農場を獲得もしくは移転する時の法律的諸問題、第三編は一世代から次の世代への家族農場 family farm の移転、第四編は農場経営に當つて生じる法律的諸問題、附録となつている。このように農業者に基本的な農場を中心として、その所有・移転、その継承、その経営をめぐつて現実生起する問題に則つて構成さ

れ、実用法学の面目は躍如としている。もう一つの特色は、本書の表題の如くウィスコンシン一州に課題が限定されていることである。合衆国では連邦法のほかに州法があり、法律の具体的運用は両者を含まなければ把え難い。従つてウィスコンシン一州の農場法に限定された本書は、限定されているだけに却つてアメリカ法の生ける姿の一面を示してくれるであらう。本書は判例を駆使するほか、法律家の意見をものせ、巻末の附録には、(A)詳細な註のほか、(B)現行法の手続として必要な法的書式一一種、(C)一九五〇年農業者の所得税 farmer's 1950 income tax の解説をのせている。私が興味をもつたのは三編であるが、順を追うて簡単な紹介を試みる。

一

第一編「法の意義」は法律の一般的知識を与える序論であり、第一章で法の意義と立法過程を論じる。ここで注目に価するのは、著者は冒頭に「アメリカ社会における法の支配は、既に起つた紛争を鎮めるのは勿論のこと、紛争が発生するのを防ぐことである」と述べ、法のもつ予防的側面を強調する立場で全体を貫いていることである。そして「法 law とは組織された社会の諸規則 rules であり、経済的社会的利害関係をもつ諸集団の圧力によつて生れるものである」。ついで連邦法 United State Statutes at Large, United States Codes と州法 Session Law, Wisconsin Statutes の別、委員会、公聴会、独立調査という立

法の三過程をのべ、第二章では現行司法制度を概観する。ウィスコンシン州についていうと、州最高裁判所 State Supreme Court (全国では四八)、連邦地方裁判所 Federal District Court (全国では八七)のほか、巡回裁判所 Circuit Court、治安判事裁判所 Justice Court、カウンティ裁判所 County Court がある。その管轄の相違は、二〇〇ドル以下の訴訟事件は Justice Court, 五〇〇ドル以下はカウンティ裁判所、三、〇〇〇ドル以下は連邦地方裁判所で取扱うというような訴訟事件の金額にもある。ついで原告、被告、審理、陪審、上訴という訴訟手続をのべ、第三章では法の若干の区分を行う(以下の法律用語の訳語は、田中和夫著『英米私法概論』、有斐閣版『英米法辞典』による)。

二

第二編(第四～九章)では、農場を購入もしくは移転する時に生じる法律的諸問題を取上げる。四章では農場を獲得する方法として (一)購入 buy (二)賃借 lease (三)相続 inheritance もしくは受贈 (四)二〇カ年という長期間の占有による adverse possession があるが、(三)は次の三編 (四)は四編二二章で論じることとし、ここでは前二者を論じる。まず農場の購入の手続法が、一、協議(農場の財産状態を売却者が明かにするのが英米法の基本であること) (二)、文書化(一定の印刷された書式を用い、明確な文句を使うことのほか一、二カ條に上る注意事項)の段階を経て、三、土地に関する権利 title の検討に入る。(三)では特に留置権 lien が存

するかどうかが問題である。(これは例えば土地所有者が税金を支払わなかつたとすると、法令によりカウンティがその土地について税の留置権 tax lien をもつし、家を修繕した職人に代金を支払わない時、職人はその修繕したものに對し mechanics lien をもつことをいう、この留置権を確かめるのに當る諸機関をあげている)。四、権利について弁護士の意見をきいて欠点を明らかにし、修正を要する処を修正した後、五、売却者とその妻が署名した捺印証書 deed を購入者に引渡すと同時に代金を受取り、ここに売買し購入の手続が完了する。農場の購入には現金即時払いのほか、譲渡抵当協定 mortgage arrangement (支払われない額に對して売却者が農場に売渡担保をとること)、土地契約協定 land contract arrangement (売却者が代金の支払われる保証として土地の権利 title をばなお自己の手に保留すること)、ウィスコンシンでは installment land contract とはいわれる) がある。

第五章では農場の購入に當つて重要な契約法 contract law に及び「契約 contract とは、二人の人間が何をなすべきであるか(またなさざるべきであるか)について共通の考え方を論証し、法廷に於て強行し得る enforceable 債権債務関係 obligation を作成する合意 agreements に到達することである」とし、契約の基本となる合意は、申込 offer と承諾 acceptance によつて成立するが、それには契約当事者が法律的能力を有することと共に、一定の方式 form を与えること(書かれたものである)、と約因

consideration が存することが成立の要件である。こうした諸要件の一を欠いたものに「一部履行 part performance」、特定履行 specific performance の原理がとられることを判例によつて説明する。

第六章財産法 property law を論するに当り、財産の法律的意义をば「ある人が農場を所有するというこの意味は、何人にも優つて農場に關して權利 rights (legally enforceable claims)、權限 powers (legal ability to transfer)、特權 privileges (legal freedom to do or not do an act) を有する」とであり、これをその人が農場に財産をもつと云うのである」と説明している。ついで不動産權 real property interests の種類をば、(1) エステート Estate (2) 占有權と非占有權 Possessory & non-possessory interests (3) Co-tenancy interests (4) 普通法上と衡平法上の權利に分つて概述する。エステートについて、この概念は英米法特有の特続の期間で所有權をあらわす一の方法であるとし、(i) Estate in fee simple 無期限不動産權、(ii) Estate for life 生涯不動産權、(iii) Estate for years 定期賃借不動産權、(iv) Estate from period to period 年期賃借不動産權、(v) Estate at will 任意不動産權とがある。(2) 占有權とは、例えば五カ年農場を賃借 lease すると、その期間賃借者はその農場に possession をもち、これを possessory estate とよび、逆にこれを賃貸した人の エステートは non possessory となり、期間がすぎると possessory となる。(3) Co-tenancy、同時に同一の

テートに二人もしくは二人以上の人々が分益 share を所有する不動産の共同保有をいい、共有 tenancy in common、合有 joint tenancy, tenancy by entirety の三形に分れるが、最後のものはウィスコンシンにはない。(合有は一方のものが死んだ場合、生き残つた者がすべてをとるもので、近親者や夫と妻の間で行われ、土地の半分の相続税を支払い、カウンティの治安判事から生残者權利の証明書 certificate of survivorship を得ると云う簡単な手続で行われる。共有は前者と異つて生残者權利がなく、遺言がない場合は相続法によつて継承される)。

第七章、契約法と財産法の適用の項では、契約が履行されなかつた場合における損害賠償、救済方法、譲渡抵当の処置をのべる。第八章では土地權利讓渡の捺印證書 deed の性質と作成の手續方法、その際必要な土地の記述と登記制度を問題とする。現在合衆国の一九州ではトレンス式の登記制度が実施されているが、ウィスコンシンでは採用されておらず、土地の売買購入にあたり、その土地所有權を確認するため登記簿を検索するのに、登記者のアルファベット順の索引 general index、文書の受付順の索引 index of records はあつても、土地の所在地別索引 tract index は五〇カウンティが備えているのみであり、甚だ検索に困難であることを指摘し、登記制度の速かな改革をいっている。

第九章、農場の貸貸借 farm lease では、貸貸借は通常文書でなければならぬと云われるが、口頭であつても認めらるべきことを述べ、農場の貸貸借とは、不動産物權の移転であると共に一

つの契約であり、賃借した者 tenant は、土地の現在の占有権を得るが、賃貸した者 landlord は無期限不動産権 estate in fee simple について非占有権 non-possessory を保留することである。次に農場の賃貸借について注意すべき点八項を詳細にのべ、ウィスコンシン州では一五カ年以上の農場の賃貸借は許されておらず、契約の更新には期限のきれる三〇日以内に文書による通知を要する。終りにウィスコンシン現行の農場の賃借形態をば法律的関係から次の四つに分つ。

(1) Stock-share Lease、地主(賃貸者)は土地建物家畜を提供し、建物・不動産税の保険、諸施設維持の責任をもち、借地農(賃借者)は農業経営のための労力と農機具及びこれを動かす費用をもつ。その他諸経費は両者の平等分担、所得は一对一に分配するのが通例だが、最近農機具の費用増大のため地主四、借地農六の比率が公平とされ、州南部に広く行われている。

(2) Cash Lease、州の北部の借地農の七〇―九〇%はこの型であり、借地農は年間一回あるいは数回の分割払 instalments で定額地代を払い、土地建物以外的一切を備え、(1)に比べて自由に経営を行う。

(3) Labour-share Lease、地主が土地資本その他一切を提供し、経営費を支払い、借地農は労働を提供するだけで農業純収益の二五―五〇%をうける。これは時として雇傭契約と異ならない。

(4) Employment or Cropper Contracts、ある州の裁判所は分益 share で農業労働に従事する者を (i) tenant on share (ii)

cropper on share (iii) employment on share に分けた。(i)は收穫の分前を地代として地主に支払い、土地にエステートをもつ。(ii)はウィスコンシンでは(i)と同じとされ、(iii)は煙草栽培の南部から移入され、クロッパーは地主と收穫物を共有するものでなく、收穫物に財産権をもたない単なる被雇傭者とみられていたが、一九四九年州法の改正で、第三者へ收穫物の未分割の権利を売り渡担保を行う権利をも持つに至つた。

三

成人した息子をもつ家族農場に於ては、農場の繼承ないし将来について家族構成員は、皆これを意識し乍らも、正面きつて論議せず、却つてたまたま訪問した外来の研究者に、父は「息子が本当に農場を所有したいと考えているのか」、息子は「いつ自分が農場を所有するようになるのか」を知りたいと望んでいることを吐露しさえする。ここに機械化されたアメリカの農業者に於ても、家族経営という形がとられる限り、数世紀間ヨーロッパ農民の間で紛争の種となり難問であつた家族農場の繼承・移転の問題が、依然としてやはり重大な課題として現に存することがわかる。

第三編はこの課題の解決への若干の寄与をしたいという考えから取上げられている(第一〇章)。本文の章節によらず、親が死亡したならば農場財産はどうなるのかを一三―四章についてみる。ディン・カウンティの五カ年の死亡者の三六七のエステートの調査(一九二九―四四年抽出)によると、全体の四七%が遺言を用

い、農業者についてみると、その四五%が遺言を行使した。従つて無遺言相続は土地財産をもつ農業者の約半分とみられよう。無遺言死亡の場合、死者の残した資産は、法律が財産の分配を指定し、カウンティの治安判事^{County Judge}が紛争をさけるため介入する。

含有財産・生命保険や貯蓄契約は指定された受贈者に支払われるが、その他の財産はすべて子供達に平等に分割されることとなる。しかしそこには生残つた寡婦 widow と寡夫 widower の特別の権利がある。寡婦には (1) dower rights (普通法上では終生の権利だが、ウィスコンシンでは夫の不動産の三分の一を自由に処分し得る無期限不動産権 estate in fee simple を得る)、(2) homestead rights (住居をとりかこむ四〇エーカーの土地を生涯もしくは再婚するまで使用する権利) (3) widow's allowance (自分並に夫の衣服・装身具・家具・手元にある食糧・燃料のほか、二〇〇ドル以下の価額の個人財産をうける権利) (4) 債務とアロワンスを支払つたあとに残つた個人財産(自動車・トラクター・家畜・銀行預金)の三分の一をうける資格をもつ。しかもこれらの権利は遺言によつて削除し得ない。寡夫は (1) curtesy rights の権利(妻の所有していたホームステッドを除く土地の三分の一の無期限不動産権をうける権利) (2) homestead rights (妻が住宅を所有していた場合)をもつが、allowance をうける資格がなく、(3) 個人財産における三分の一の分前をうける資格はあるが、妻は遺言によつてこの資格を削除し得る。このように均分相続における子供達の平等分配は、この寡婦もしくは寡夫の特別の

権利を除いた部分について行われる(第二章)。上述の如く農業者の半は遺言でその資産の処分を行う。遺言^{will}とは遺言作成人 testator が死亡した時にその資産をどう分配するかを示す一定の形式でかかれた文書であり(二―三人の保証による証明が必要)、二才以上のものは誰でも作成しうる。しかしこの遺言は裁判所の遺言検認 Probate proceedings をへて始めて有効となる。ディン・カウンティの一七二の遺言中遺言内容の公訴が認められたのは僅か二例にすぎないように遺言の力は強い。遺言作成手続をのべた後、第一章で遺言検認とその手数料、第六章で贈与税と相続税をのべる。以上のことから現行我が国の均分相続に比べて、ウィスコンシンのそれは生残つた配偶者の権利を(わが国のように資産の三分の一という漠然としたことなく、動産と不動産に分ち、各々その三分の一というように)明確に規定し保護しているのが特徴である。著者は近時の交通事故の頻発から遺言の作成をば讀者にすすめている。

こうして農場資産の継承は行われるが、子供達或は寡婦達の間の協議が成立しない時、農場は公売に付され、その代金を各持分に應じて分配し、家族農場は崩壊する。著者は無遺言・遺言相続を通じて、家族農場が安定的に継承されたもの、或は分解したものはどれ位かについて述べないのは、その立論を弱めるように考えられる。というのは著者が次に論じる第一章父子間の協定、第二章親が生存中実効ある農場の移転を取上げたのは、如上の相続法を前提とし、相続の際の紛争又は家族農場の解体を防止

し、一世代から次の世代への農場の継承・移転を容易にする一の手段方法を見出そうとしているからである。

次に親が息子へ農場を継承移転させるのを容易にする手段方法として、農務省農業普及局が奨励する父子協定 Father-Son Agreements (現在一一州が協力) を分析する。これには息子が未成年の時に行われる (1) project agreements 事項協定 (4 Hクラブのような) (2) enterprise agreements 企業協定 (息子か企業の一に責任をもち、その収入に利益をも) (3) hiring agreements 雇傭協定 (息子は賃銀労働者として働く) があり、息子が成人して農業経営に十分な経験をもつと、(4) rental agreements 地代協定 (父は地主、息子は借地農 tenant で地代を父に支払いつつ自から農場を経営する) (5) partnership agreements 組合協定 (父と息子が相互に組合員として農場の管理と経営に当る) (6) 法人団体による協定 farm corporation (父と息子が株保有者 share holder として法人団体を形成し農場を経営する) となる。但しこれらの協定の成立条件として、農場が二家族を支えるに足るだけ大きくて生産的なこと、各独立した住宅の存在、父の息子に対する包容力等があげられる。しかし右の六協定の法律的関係は、(1) employer-employee 雇傭者と被雇傭者、(2) landlord-tenant 地主と借地農、(3) partner-partner 組合員と組合員との三つとなる。(3)が他と区別されるのは、管理の協同、利潤の共同分配、損失の共同負担、遺産の共有、農場名が唯一であること等による。なお家族員による法人団体の結成は、これに

対する課税が個人より高いと考えられているが、必ずしもそうではないことを実証している。

ついで第二章、親の生存中に息子へ農場を移転させる方法として次の三つがある。(1) purchase arrangements (これは隠退した親を物・金銭・奉仕のいずれかで扶養することとし、この扶養を達成すれば息子へ農場の所有権を移すという協定であり、云わば息子は親の扶養を通じて農場を買取するという形)。これには扶養契約 support contracts とくに代わる土地契約 land contracts とがある。前者は親が息子へ農場を与えるという捺印証書 deed を渡し、その扶養契約履行の保証として農場に売渡担保 mortgage をとるのに反し、後者は親と息子が協定した農場価格に達するまで年々息子は金を親に支払い、それがすむと農場は完全に息子の所有となるという契約である (明確な年賦による農場の買取り)。法律家は物の形の扶養契約の履行如何は判定し難く、又その履行を怠ると契約が排除され農場の所有権を親が回復するという判例とから、扶養契約よりも契約の履行が判定し易い土地契約に賛成している。しかし扶養契約は Bohemian contracts, bond of maintenance, breed & butter contracts, feed-to-death agreements, Dutchmens contracts, life lease contracts などとよばれ、ウィスコンシン州の三五カウンティの調査のうち一六カウンティで行われている。(2) lease arrangement これには親の生存中息子は借地農として農場の経営に当り親が死亡すれば農場を所有するもの、親が死ねば息子へ農場を与

えるという捺印証書 deed を第三者に寄託しておく *escrow deed* という形をとるもののほか、遺言によつて農場のすべて若しくは大半の権利を与えるものがある、(3) *as for* 親が農場を息子へ單純に無償贈与するものは稀れで、農場を市場価格以下で贈与するのが通例である。

四

第四編、農場経営に當つて起る法律的問題としては、第一章で連邦法と州法下における農場経営を規制する法規を概観し、第一章では農業者に課せられる財産税、所得税、社会保障税 *social security tax* 等をのべ、第一九〇章では農業者が債務を負うた時に生じる法律問題を、保証ある場合とない場合とに分けて論じ、第二章では債権者もしくは売手としての農業者のぶつかる法律問題にふれ、第三章で土地の境界・牆・水の権利を、第二章では他人の土地への侵害・家畜の侵害に言及し、第二章で農業者の注意すべき義務を説いて終る。

ここでは近時我が国で問題となつてゐる水の権利がどうなつてゐるかを紹介しておこう。そこで著者が取上げてゐる課題は、土地が河川や湖で区切られてゐる時の境界線、河底と湖底の所有権、河岸・湖岸の土地所有者の水に関する権利、これと湖や河を使用する公益の権利との関係、地下水 *underground water* 及び表面水 *surface water* に関する権利等である。

河川や湖の兩岸からの境界線は眞中にあり、その河底の所有権

は眞中から分けてその各々の私的土地所有者に属するが、湖の底の所有権は州に属するというのがウィスコンシン州最高裁判所の見解である。この河底の所有権とは具体的に砂利や泥土を採取する権利であるが、これはその河川が航行しうる *navigable* ものであるか、航行しえない *non-navigable* ものであるかによつて異なつてゐる。後者の河川においてのみ、河岸の土地所有者は河底の所有権を行使して河中に境界をつくり、砂利や泥土を自由に採取し得るが、前者の河川においてはそうした権利の行使はかなり限定されている。これはウィスコンシン州において、木材の河川による輸送が歴史的に重要であつたことから起る。またウィスコンシン州には湖が多く、湖底の所有権は公益のため信託によつて州に属するが、湖岸の土地所有者は湖岸の使用、建物の設置のほか、*accretion* (河水・湖水が永久的に減じたため旧湖(河岸線にそつて添加形成された土地)や、*reliction* (水量が通常の水面以下におちて露呈・涸出した土地)における権利をもつ。これは河川にも使用されるが、具体的には採水権が大きい。

水に関する権利について *appropriation doctrine* と *riparian doctrine* とがあるが、ウィスコンシン州は他の三〇州と共に後説をとり、前説(私有説)のように最初に水を使用したものが最上の権利をもつということなく、河岸・湖岸の土地を所有する人にその水面の水の使用・利用・貯蔵の権利を与へてゐる。地下水について、普通法は、土地所有者は自己の財産である井戸に排他的な *exclusive* 権利をもつとしてゐるが、ウィスコンシンでは

絶対的な absolute 権利をもつてなっている。しかしこの絶対的な権利も、一九四九年（昭二四）の判例以来一日一〇万ガロン以上の水をとる井戸の築造は、州の許可を要するいうように制限されることとなった。表面水 surface water についても英国及び合衆国の諸州は civil law をとり、上流の土地所有者は下流の所有者の土地に流れる表面水をもつ権利を有し、下流のものは自然の水の流れをささぐり得ない。ところがウィスコンシン州ではマサチュセッツ州に始まる common enemy rules をとり、表面水は自然の流れのままに処理されるのではなく、共通の敵として上流・下流といった各土地所有者がその水の流れの方向をどうするかを協議決定することとしている。従つてこの水の流れについて法律上の争いが起ることとなるが、最近では積極的に排水溝をつくつてこの争いをなくするという方向に向つている。なお水に関する権利の争いについては、州法によつて state public service commission が當つてゐる。

卷末附録(A)の注は二五頁にも及ぶ詳細なもので、各事項に立入つて研究するものに必要な州法その他の條文と共に、参考・論文著書かのつており、例えば水に用する権利について Kanneberg, Wisconsin Law of Waters, 1941 Wis. Law Review があることがわかる。ただこれらの文献資料の多くが日本にないことが研究のための大きな拘束であらう。（なほウィスコンシン州憲法については、国立国会図書館より解説付で原文も発刊されている）。

×

×

×

さて最後に本書を讀んで感じた点をのべると、(1)合衆国のような新しい国でも、土地に関する権利の理解には、遠く一三世紀の英法の法理まで溯るといふ複雑な面をもち、土地制度の理解には多大の努力を要することを改めて痛感した。

(2)これまで法律書をよんでいつも感じたのは、羅列してある法律関係や法律問題のうち、何れのもが現実にも多く起つており、通常の、支配的なものであるかについての具体的記述が欠除していることであつた。本書はこの弊をためるよう遺言について実地調査を利用するというような努力を払つてゐるが、例えばエステートの諸権利のうち、どれが最も多いかについてはふれていない。こうした点今後法律学に於て判例のほか法律統計といったものによる現行法施行状態をとらえるよう努力する必要があるのではないか。司法統計（民事統計）といったものの具体的分析、それと法律問題との関連がとらえられ、しかもそれが法律学概論といったものの中に含まれてしかるべきではないかと思う。

(3)本書に於て相続が農場の継承という点に於て問題とされ、一編の地位を与えている。このことはヘーデマンの土地法その他に於てもみられるところである。廻がこれまで日本に於て土地に関する権利や法を問題とした時、相続はそれとは別箇の親族法の問題としてそこでは取上げられなかつた。併し農地法均分相続が実施された今日（農林省がさきに農業資産相続を問題として取上げた如く）、相続の問題をぬきにして土地法の問題はとらえられないことを認識しなくてはならないだらう。（二七・一〇・二七）